

南下原町内会だより～12月



発行者 南下原町内会

町内会の12月度事業内容などをお知らせいたします。

記

1. 12月5日定例会議開催

2. 春日井市のイベント

令和7年度春日井市消防出初式 1月11日（土）9：00～

第43回新春春日井マラソン大会 1月12日（日）

*上記のイベント開催時に交通規制が行いますのでお気を付けください。

3. どんど焼き

八幡社にて1月14日9時より行います。

金属・ビニール袋などには気をつけて下さい。

(以上)

回覧

南下原町内会各位

松原地区社会福祉協議会 松原サロン

1月の松原サロン開催のご案内

1月の、松原サロンを下記のとおり開催します。

記

開催日時 1月10日（金） 午前10時～11時30分

場 所 南下原町公民館

対 象 65歳以上の方 自由参加

内容

1月も地域包括支援センター松原から専門職と、町内の民生委員（お二人）も出席される予定です。

日頃から健康や日常生活など不安に思っていることも相談が可能ですので、皆さまお誘いあわせのうえ多数ご参加ください。

なお、当日は皆さんの健康状態を把握できる「基本チェックリスト」の診断も受けれます。

今後の開催予定日 2月7日（金） 3月7日（金）

ま っ ば ら

回 覧

松原学習センター
(松原小学校南館1F)
〒486-0817
東 野 町1丁目9番地
電話 89-3105

受 講 者 募 集

2月



申込開始日：1月21日（火）9：00から先着順

申 込 方 法：89-3105（松原学習センター）
で受け付けます。

休 所 日：月曜日・祝祭日

※ 駐車場がありませんので、自家用車でのお越しは
ご遠慮ください。

1 講座名「続²⁰・アナログレコードを楽しもう」

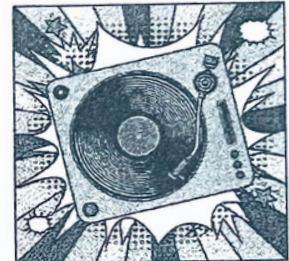
講師 生涯学習指導員 伊藤 大祐

内 容 季節の曲、ご当地ソング、お酒や食べ物の歌、恋の歌、
時代を彩った名曲などネタは尽きません。毎回、発見と
感動がありますよ。

日 時 5日（水）、12日（水）、19日（水）、26日（水）
午前 10：00～11：30

募 集 20名

持ち物 筆記用具、アナログレコード(ある人)



2 講座名「漢字の面白さを楽しもうⅢ」

講師 生涯学習指導員 北浦 聖子

内 容 季節を分ける節分は読んで字の如くですが、マグロが
巻いてあるのに「鉄火巻」というのは何故でしょう？漢
字から言葉の語源を探ります。まだまだ漢字は奥深い…

日 時 6日（木）、13日（木）、20日（木）、27日（木）
午前 10：00～11：30

募 集 20名

持ち物 筆記用具



3 講座名「いろいろな木彫で楽しみましょう」

講師 生涯学習指導員 林 幸秀

内 容 ご家庭で使えるものを手作りしてみませんか。壁飾り
や木の皿など、自分で材料を選んで彫刻刀で彫って作り
ます。

日 時 7日（金）、14日（金）、21日（金）、28日（金）
午前 10：00～11：30

募 集 20名

材料費 500円～1000円程度（初めての方は材料を注文しますので、お申し出ください）

持ち物 筆記用具、彫刻刀



※受講される際は、体調を確認し、体調不良の場合は受講をひかえていただきますようご協力ください。

※松原学習センターの事業に関するお問い合わせは、春日井市いきがい創生部 いきがい推進課
(TEL85-6447) へお願いします。

令和7年1月

南下原町内会の皆様へ

南下原町子ども会
会長 落合 香織

廃品回収実施のお願い

日頃は、子ども会の育成にご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、子ども会の事業運営資金調達のため、本年度第2回の廃品回収を
下記のとおり実施したいと思います。つきましては、何卒ご理解の上、
ご協力いただけますようお願い申し上げます。

記



- | | |
|----------|--|
| 1. 日 時 | 2月1日（土）
午前8時30分より回収を始めます。
※ 雨天予備日は、2月8日（土） |
| 2. 廃品の置場 | 自宅前の目立つ所に出して下さい。
(子ども会で巡回し回収いたします。) |
| 3. 回収品目 | 新聞紙・ダンボール・アルミ缶・布・
古本・雑誌・牛乳パック |

直接持って来ていただく場合は、10時迄に南下原公民館駐車場
までお願いいたします。

【ゴミの出し方の注意点】

- ・ 瓶・スチール・缶詰は回収できません。
- ・ 小冊子・新聞紙は、別にして出してください。

※ 最終集荷場所は南下原公民館駐車場です。

※ 飲料缶はすすいでから出して頂けますようお願いいたします。

※ 当日、判断に迷う天候の場合、10時までに回収がないときは延期・中止
とみなし、お手数をおかけしますが、各ご家庭にて保管していただきますよう
よろしくお願いいたします。

★子ども会廃品回収は、今年度をもって終了させていただきます。
長い間ご協力してくださり、誠にありがとうございました。

令和7年



ご報告

第37号

春日井市議会議員

かじた正直

090-4448-6333

2025年

新年あけまして おめでとうございます。



本年が皆様にとって良い年になりますように。



2025年に期待される事項

宇宙ビジネスの拡大

宇宙産業が次の成長分野として注目されています。

2025年には日本の宇宙開発技術がさらに進展し、民間企業による商業衛星の打ち上げや、宇宙旅行事業が現実のものとなる可能性があります。政府は「宇宙基本計画」のもと、宇宙産業の競争力向上を支援しています。また、小惑星探査や月面開発といったプロジェクトに加え、地球観測データを活用した新たなビジネスモデルも期待されています。

H3ロケット5号機を、2025年2月1日に種子島宇宙センターから打ち上げ予定。これによりナビの精度が数cm単になるかも。



デジタル化と生産性向上

半導体産業の復活は、日本の経済、生活、そして国の安全を守るために欠かせない重要な課題です。私たちの身近な製品がさらに進化し、より便利で豊かな生活を実現するため、日本の半導体技術の進展に期待が高まっています。



AIとIoTが切り開くスマート社会

2025年、AIとIoTが連携したスマートシティや自動運転、医療・農業の効率化を実現。データ解析と自動制御で持続可能で便利な社会が期待されます。



大阪・関西万博の開催

日本が世界に「未来の社会」を見せる場です。約2兆円の経済効果が期待され、観光業や地域経済が大きく活性化。インバウンド観光客が激増し、文化交流が活発化します。



高齢化社会への対応と医療・介護の革新

2025年は65歳以上が

3人に1人になると言われています。若い世代が減っているため、介護や医療の負担が増え、社会全体で支える仕組みが必要になっていきます。医療においてはAIやロボットの活用、在宅医療の拡充、予防医療の推進など。介護においては介護ロボット、ICT(情報通信技術)の活用、地域包括ケアシステムなど技術や仕組みが導入されます。



脱炭素化と環境問題への取り組み

日本政府は2050年までに「カーボンニュートラル」を達成する目標を掲げています。そのため2025年は、日本が脱炭素社会への移行を本格化する重要な年になると考えられますが、「完全な移行」ではなく、本格的な移行のスタートラインとして位置づけられる年となるでしょう。



証明書の交付手数料が変わります。

多機能端末機（コンビニに設置されているコピー機）で証明書を交付する手数料が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間減額されます。

		R7.4.1 - R9.3.31	
区 分	現行	コンビニ	市役所の窓口
現在の戸籍証明書	450 円	350 円	450 円
課税日関する事項についての証明書	300 円	200 円	300 円
住民票の写し	300 円	200 円	300 円
印鑑登録証明書	300 円	200 円	300 円



上記証明書意外（例：住民票にマイナンバー表記はコンビニ交付できない）は市役所にて交付となります。

マイナ保険証がなくても保険診療は受けられます。

2024年12月2日から現行の健康保険証は新規発行されなくなりました。

2024年12月2日以降は、新たな健康保険証の発行が終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」への移行が進められます。

マイナ保険証を利用しない方には、「資格確認書」が発行され、これを提示することで医療機関を受診できます。

現在お持ちの健康保険証は、2024年12月2日以降も最長で2025年12月1日まで使用可能です。ただし、保険証に記載された有効期限が2025年12月1日より前の場合は、その有効期限までとなります。また、転職や引っ越しなどで保険者が変わる場合は、その時点で新たな保険証が必要となります。

医療機関を受信する方法

マイナ 保険証 あり	マイナンバーカードを取得して 保険証利用登録をした方	マイナ保険証を使って受診
マイナ 保険証 なし	・マイナンバーカードを取得していない ・カードは取得したが保険証利用登録していない ・保険証利用登録を解除した ・電子証明書の更新を忘れた ・カードを返却した	資格証明書 を使って受診 ※保険証の発行元から保険証の代わりになる「資格証明書」が届きます 証明書の色は薄いピンク（愛知県）

マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づいて規定されています。

この法律により、以下の3つの分野で利用されることが定められています。

- 社会保障 年金、医療保険、雇用保険、生活保護などの手続き。
- 税 所得税や住民税の申告、控除申請、税務調査など。
- 災害対策 被災者支援金や物資配布の迅速化。